

生活保護業務

面接相談

【201】他法他施策活用について

【着眼点】年金、手当、自立支援給付等の他法他施策の活用可能性について合理的に検討がなされているか

ここがポイント

いくつかの取組が行われているが、他の法律又は援助等を受けることができる被保護者について、より一層の利用に努めること。

【概要】

参考

他法他施策活用として検討すべき項目は多岐にわたっている。局長通知に特にその活用を図ることとされた法律等は39にも及ぶ。

他法他施策を活用すべき主な法律

- ・国民年金法
- ・厚生年金保険法
- ・障害者自立支援法
- ・身体障害者福祉法
- ・知的障害者福祉法
- ・児童福祉法
- ・介護保険法

対象者が多いと考える3項目について検討を行う。

第1に国民年金、厚生年金、老齢基礎年金、障害年金の適用、第2に障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の適用、第3に10割介護扶助、いわゆる、みなし2号対象者における自立支援給付の適用である。

1. 国民年金、厚生年金、老齢基礎年金、障害年金について

年金受給は他法他施策活用の中で、保護費に与える影響も大きい場合がある。年金受給権の確認は、本人が年金事務所へ出向いて被保険者記録照会によって行うのが原則である。それが困難なケースについては、現在大田区では以下のような方法で年金受給の可能性について調査を行っている。

大田区の年金調査事務実施要領によれば、年金の受給権に関し不明な点や疑義があり専門的調査が必要なケースを以下のパターンに分けている。

- ① 59歳以上の新規保護開始ケース
- ② 59歳（年度中に60歳に達する）の保護受給中ケース

- ③ 各種年金を受給していない60歳以上の保護受給中ケース
- ④ その他年金の受給資格について疑義がある保護受給中ケース及び59歳未満の新規保護開始ケース

実施手続として以下のように定めている。

- ① ケースワーカーは年金の受給資格について疑義のあるものについて年金受給資格検討票を作成して資産調査員へ調査検討を依頼する。
- ② 資産調査員は、ケースワーカーが被保護者から徴収した委任状を持参したうえで、資産調査員は年金事務所へ代理で照会する。
- ③ 資産調査員は結果を検討票に記載の上ケースワーカーへ提出する。
- ④ ケースワーカーは必要な対応を行う。

1) 最近の調査の実態

現実には本人に係る正確な情報量不足により、一回の調査では確定しない場合もある。また、年金事務所でも窓口1回あたりの調査確認件数も、照会件数の増加により制限があるとのことである。

例えば蒲田生活福祉課では、新規で都費ケースは全件行っているとのことであるが、平成23年4月から8月の新規は300件を超えて、とても追いつかない状況である。さらに、新規以外の被保護者についても60歳を迎える前の段階で調査をかけるべきと考えられるが、そこまで手を回す余裕は現状にはない。

参考

都費ケースとは、法第73条に規定されている

(都道府県の負担)

第73条 都道府県は、政令の定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- 1 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の1
- 2 宿所提供施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設にある被保護者（これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。）につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の4分の1

2) 障害年金の受給可能性について

障害年金の受給権の確認は、上記年金調査事務の一環ではあるが、国民年金等とは異なり年齢に関わらない別の要件に基づくため、判別が難しい。

一般的には、医師の意見書に基づいて対応を行うのでほぼカバーはされるものの、網羅性を考えて、更に適用の可能性のあるケースを拾い出すのはケースワーカーの判

断である。状況を聞いて査察指導員が可能性に気付くこともあり、人的判断に負うところが多い。

障害年金の受給資格の確認には初診日の確定が必要であるため、過去のカルテをたどっていく作業が必要となり（転院等により記録が失われて）、非常に煩雑で困難である。また個別の判断も非常に困難である。

2. 障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療受給者証（精神通院）の適用について
障害者自立支援法第58条は、被保護者が精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合、医療費の自己負担分の全部を公費が負担する制度である。

参考

（自立支援医療費の支給）

第58条 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第五十四条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（以下「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。

2 指定自立支援医療を受けようとする支給認定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定自立支援医療機関に医療受給者証を提示して当該指定自立支援医療を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 自立支援医療費の額は、第一号に掲げる額（当該指定自立支援医療に食事療養（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該指定自立支援医療に生活療養（同条第二項第二号に規定する生活療養をいう。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 当該指定自立支援医療（食事療養及び生活療養を除く。以下この号において同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の百分の九十に相当する額。ただし、当該支給認定障害者等が同一の月における指定自立支援医療に要した費用の額の合計額の百分の十に相当する額が、当該支給認定障害者等の家計に与える影響、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該指定自立支援医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の範囲内において政令で定めるところにより算定した額

二 当該指定自立支援医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

三 当該指定自立支援医療（生活療養に限る。）につき健康保険の療養に要する

費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額、支給認定障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額

4 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを相当としないときの自立支援医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

5 支給認定に係る障害者等が指定自立支援医療機関から指定自立支援医療を受けたときは、市町村等は、当該支給認定障害者等が当該指定自立支援医療機関に支払うべき当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費として当該支給認定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給認定障害者等に代わり、当該指定自立支援医療機関に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、支給認定障害者等に対し自立支援医療費の支給があったものとみなす。

自立支援医療対象者には「自立支援医療受給者証」が交付され、受給者証に記載された医療機関に提示することで生活被保護者は自己負担分をゼロとすることができる。

当該項目に関しては以下の二つの確認すべき事項がある。

1) 受給者証の更新、活用について

すでに発行を受けている受給者証が、きちんと更新されているか、適用できる場面で適用されているかの確認。

各生活福祉課相談係医療担当は地域福祉課が新規に発行した自立支援医療受給者証の発行リスト及び受給者証単票のコピーを入手し、これを元に管理を行い、更新（2年）の要否、レセプトとの突合により適用の有無を確認している。更新されていない場合や、適用できる受給者証が用いられていない場合は、担当ケースワーカーへ申し送り、手続きを促す体制となっている。

2) 受給者証の発行の網羅性について

障害者自立支援法第58条による自立支援医療受給の要件を満たしている被保護者が、もれなく受給者証の発行を受けているかを確認する必要がある。

この件は通常は担当ケースワーカーの判断に任されている。

ただし、蒲田生活福祉課では、今年度より導入の電子レセプトにより病名検索できるため、例えば、うつ病や多機能障害等といった対象となる傷病と、自立支援医療受給者証の無い人、という形でデータを加工することによって、担当ケースワーカーに受給者証がない旨を連絡し、本人に地域福祉課へ出向いて手続きさせるように促すようにと回付している。

こうしたシステマ的なチェックは他の生活福祉課では行ってはいない。

3. みなし2号対象者の10割介護扶助における自立支援給付の適用確認

みなし2号対象者とは、①40歳以上65歳未満で医療保険未加入のため介護保険の被保険者ではないが、②特定疾病により要支援または要介護状態のあるもので、介護保険の2号被保険者（40歳以上65歳未満で医療保険加入者）と同じ条件で生活保護制度から介護扶助が受けられる状態にあるものをいう。

しかし、みなし2号対象者で自立支援給付も受けられる場合は、自立支援給付の方が当該介護扶助に優先して受けられるので、その確認のための台帳の作成が厚生労働省より指導されている。

みなし2号の自立支援給付確認台帳フォームが厚生労働省より示されており、大田区では確認台帳を作成するよう東京都から指導を受けている。このため平成23年度からは全課での確認台帳の作成に取り組んでいる。

具体的には地域福祉課から回付されるみなし2号該当者の情報を相談係の医療担当が査察指導員経由で担当ケースワーカーへ配り、担当ケースワーカーが確認後押印して査察指導員へ戻し、査察指導員が確認後押印して保管するという流れになっている。

【意見】

1. 年金調査の対象について

現状の年金調査の範囲は、重点調査としているため、調査すべき対象をすべて網羅しているわけではない。さらに、資産調査員とのヒアリングによれば調査継続案件もあるとのことである。

年金制度は難解なものもあり、専門の担当者（資産調査員や、調査専門部署の設置）の増強を職員の配置年数、調査による被保護者の収入増加による保護費の削減、調査員に対する報酬も総合的に勘案し考慮すべきである。

障害年金の受給資格の確認には初診日の確定が必要であるため、過去のカルテをたどっていく作業が必要となり、転院等により記録が失われている場合は非常に煩雑で困難である。また個別の判断も非常に困難である。

資産調査員への相談は随時行われているようであるが、障害年金についても専門の担当者による組織づくりが望まれる。

2. システムを利用したチェックについて

1) 障害年金

障害年金の受給権は、たとえば障害者手帳を持っている人で、障害年金を受けていない人、あるいはその反対で、障害年金を受けているが、障害者手帳を持っていないといった人を、系統的に抽出後それらを一人一人確認するという手続きによりチェックを行うと漏れがない。業務量と効果を勘案し検討されたい。

2) 自立支援医療受給者証

蒲田生活福祉課では、障害者自立支援法第58条による自立支援医療受給の要件を満たしている被保護者が、もれなく受給者証の発行を受けているかについて電子レセプトを利用したチェック方法（電子レセプトにより対象病名を検索し、その中で自立支援医療受給者証の無い人の有無をチェック）を利用している。

他の生活福祉課でも実施されたい。

3. みなし2号についての自立支援給付可能性確認台帳の活用

平成23年度よりの自立支援給付可能性確認台帳の運用は、ケースワーカーと査察指導員で、その網羅性を確認し、その証跡として決済欄に押印することで、確実なレビューが期待される。

【202】面接相談について

【着眼点】相談員が世帯状況を的確に把握し、適切な対応をしているか

ここがポイント

相談後のフォローを組織的に行うべきである

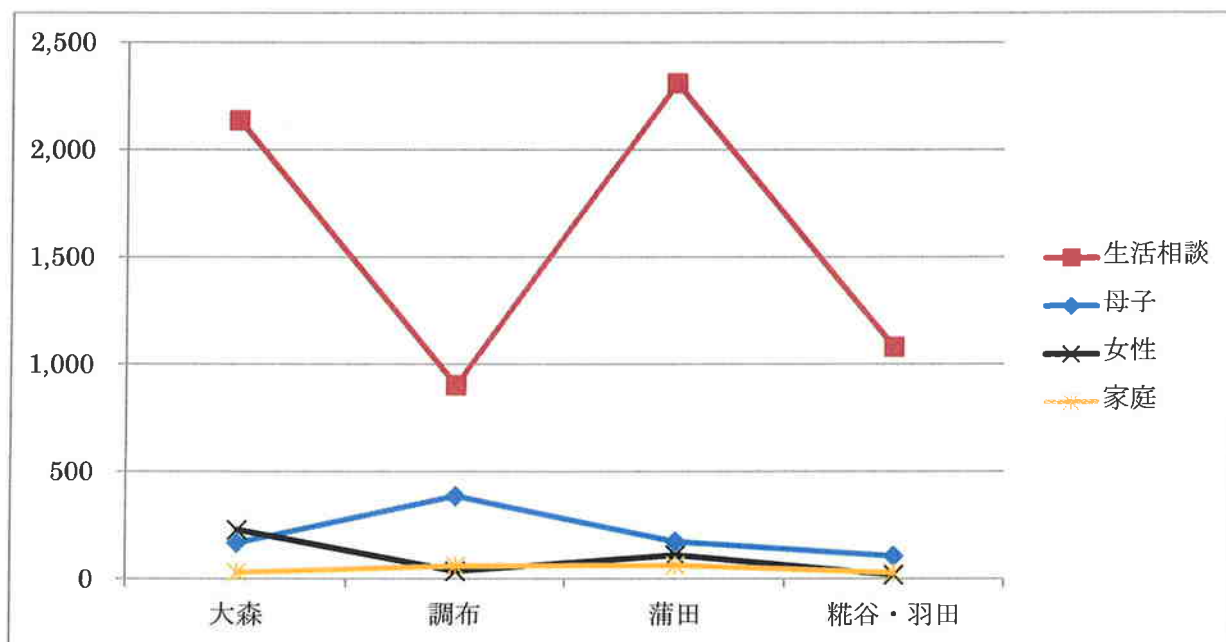
【概要】

1. 面接相談の手順

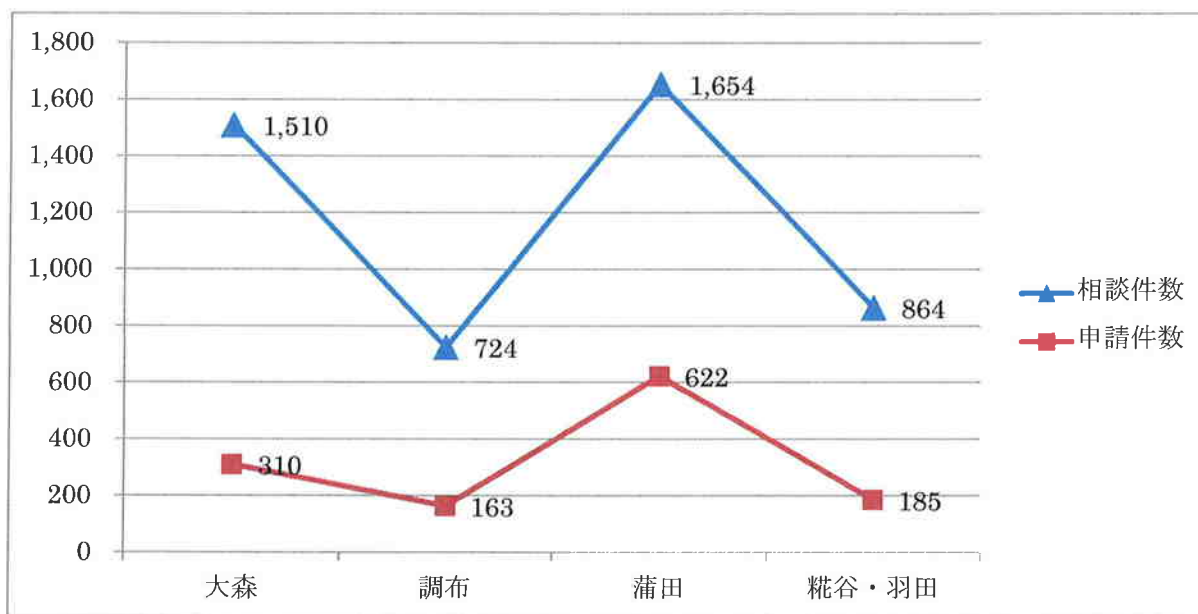
- 1) 生活福祉課の相談員が、相談者の主訴を傾聴し、急迫性に留意し、相談者世帯の現状を把握する。
- 2) 聴取した内容を踏まえ、生活保護制度（受給要件等）の説明を行い、あるいは、他法他施策（年金、手当、介護保険、自立支援給付、生活福祉資金等）の活用を助言する。
相談員は、生活保護申請を希望する全ての相談者に生活保護申請用紙支給を行わなければならない。

2. 面接相談の内訳と生活保護相談・生活保護申請状況（平成23年4月から9月まで）

1) 面接相談内訳



2) 生活保護相談件数と生活保護申請件数



3) 生活保護面接実績表

(単位：件)

生活福祉課 内容	大森		調布		蒲田		糞谷・羽田		計	
	①相談	②申請	①相談	②申請	①相談	②申請	①相談	②申請	①相談	②申請
平成23年4月	205	45	119	26	277	99	135	24	736	194
5月	279	49	131	27	284	100	145	31	839	207
6月	274	58	174	36	313	105	156	34	917	233
7月	233	59	101	25	243	106	133	30	710	220
8月	260	43	99	22	268	106	149	29	776	200
9月	259	56	100	27	269	106	146	37	774	226
合計	1,510	310	724	163	1,654	622	864	185	4,752	1,280
割合(※1)	20.5%		22.5%		37.6%		21.4%		26.9%	

※1 申請件数と相談件数との割合(=②÷①)

上記図表は福祉事務所での面接相談内容の内訳、さらにその内、生活保護相談の件数と生活保護申請に至った件数の内訳である。

面接相談では生活保護に関する相談割合が圧倒的に大きい。

生活保護申請件数と生活保護相談件数との割合は区全体で平成23年度上期では26.9%である。同一人が複数回面接している場合もカウントされている。だから、当該率は実質的に低いとは言い切れない。

4生活福祉課の面接相談の特徴として、主要駅に近接する大森生活福祉課と蒲田生活福祉課は件数が多い。また、蒲田生活福祉課が他福祉課と比較して率が高いのは、路上生活者の生活保護申請数が他と比べて高いためである。

実績表は、初回相談で即生活保護申請となるケースもある一方で、相談により他の

方法で解決可能となったケースや、複数回にわたる相談で生活困窮の解決策を探りながら最終的に生活保護申請に至ったケースも多く存在する。単に生活保護制度の説明を聞きたいといった相談も含めた集計表である。

3. 実態分析

相談員は面接相談で聴取された内容を面接記録票（以下「記録票」という。）に記録している。記録票は生活保護システムにも保存されているため、同一人が後日再相談に来ても、前回までの記録が参照され、継続的に相談することができる仕組みになっている。

記録票には、相談内容のほか、相談員の対応や生活保護申請意思の有無、申請書交付の有無などが記録されている。

（大森生活福祉課、調布生活福祉課、蒲田生活福祉課）

平成23年5月の記録票を閲覧したところ、記録票に生活保護申請の意思が有り、かつ申請書交付をしたことが記載されているケースについて、すぐには申請に至らなかったため、相談後の経過のフォローが必要と考えられるケースが存在する。このような場合、相談員は個別に判断して、一定期間後に相談者の現況確認をしている。急迫状況にあると思われるものは来所を促し、申請をすすめるケースもある。

しかし、相談後一定期間経過しても、相談者が再度生活福祉課を訪れておらず、申請がされていないケースやその後の経過が不明なケースが散見された。その相談者が実際には生活保護を必要としない状況となったか、他地域へ移ったかなど、その後の経過は判明しない。ただ、地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本とすることを考慮すれば、状況によってはフォローすることが適切であった可能性もある。

今回判明したのは、フォローが適切と考えられるケースを対象から漏らしていた件や、相談員が連絡を取っていたかどうか現時点では不明のケースである。このようなケースが生じる原因は、フォローが必要なケースを組織的に把握していないことが原因と考える。相談員が個別に対応している現況では、フォロー要否の判断誤りや漏れの可能性が生じる。

大森生活福祉課や蒲田生活福祉課では、フォローケースの管理は各相談員に委ねられているのが実態である。

（調布生活福祉課）

調布生活福祉課では、フォローの必要なケースには記録票ファイルに付箋を付けることや、定期的な記録票の再読で、フォローケースを漏らさないよう管理し、部分的に組織的な対応が行われている。ただ、上記ケースには付箋貼付が漏れていたケースも含まれていた。

【意見】

1. 生活保護相談面接実績表の利用促進

生活保護相談面接の実績を示す資料（以下、「実績表」）として現在使用している面接月報は、相談内容の大まかな区分と件数が集計されているだけであり、相談内容の実態や生活保護申請が把握できる資料ではなく、有効利用されているとは言い難い。

現状は、面接相談は生活保護が大半を占めているが、急迫性を伴った相談内容なのか、生活保護制度説明のみの内容であったかの区分がされず、実績表では生活保護相談の一括りにすべて集計されている。

実績表を作成する主要な目的として、実例をいくつかに区分集計し、分析することで、面接相談員の業務やその先のケースワーカー業務の効率化・省力化に活用することが挙げられる。

例えば、面接相談に至った理由を病気、失業、離婚など主要なものに区分、あるいは、相談者の年齢、性別、家族構成によって区分を行ない、その区分ごとに貸付制度の提案や、最終的には生活保護申請の提案といった面接対応の業務を定型化する。

区分ごとに定型化した業務をマニュアル化することで、経験の浅い相談員が効率的に面接対応を行なうことにつながる。

もちろん、個別の相談に応じて柔軟な対応することが原則である。ただ、今後も増加が見込まれる生活保護相談を、現状の対応で続けていくには、いずれ無理が生じることも予想される。

上記の例を参考に実績表についての有効活用について、検討されたい。

2. 相談後の組織的なフォロー

面接相談時には急迫性がなかったため生活保護申請に至らなかったが、現状のままでは近い将来申請が見込まれる相談者について、相談後のフォローが組織的に行われていない。これは、申請が個人の意思が前提であればやむを得ないと思慮する。

但し、生活保護を真に必要とする方には、相談後のフォローを実施することが法の趣旨にも合致する。例外的な相談後のフォロー体制を構築されたい。

保護申請

【203】保護申請について

【着眼点】保護申請に対して、ケースワーカーは迅速かつ的確に対応できているか

ここがポイント

査察指導員は保護申請後家庭訪問調査の適切な実施を指導・指示すること

【概要】

1. 保護申請の手順

生活保護申請には生活保護申請書の提出が必要となると同時に、申請時の資産保有状況を記載した「資産申告書」と申請直近3カ月の収入状況を記載した「収入申告書」の提出が求められている。

申請が行われたのち、区は申請者が生活保護要件に該当するかどうかの審査を以下のとおり行う。

- ① 家庭訪問：生活歴や職歴の聴取、家族や親族の状況聴取
- ② 資産調査等の実施：預貯金、年金、手当、生命保険、不動産・自動車の保有状況を状況に応じて関係先等へ調査
- ③ 病状調査の実施：主治医からの聴取、嘱託医協議等を通じて病状把握
- ④ 稼働能力活用状況の把握：病状調査等を踏まえた本人の求職活動状況を把握
- ⑤ 扶養調査の実施：本人申告、戸籍謄本等による扶養義務者の存否を確認、扶養照会を実施
- ⑥ 他法他施策の活用の状況・可能性を調査：年金、手当、介護保険、自立支援給付、生活福祉資金等の可能性を検討

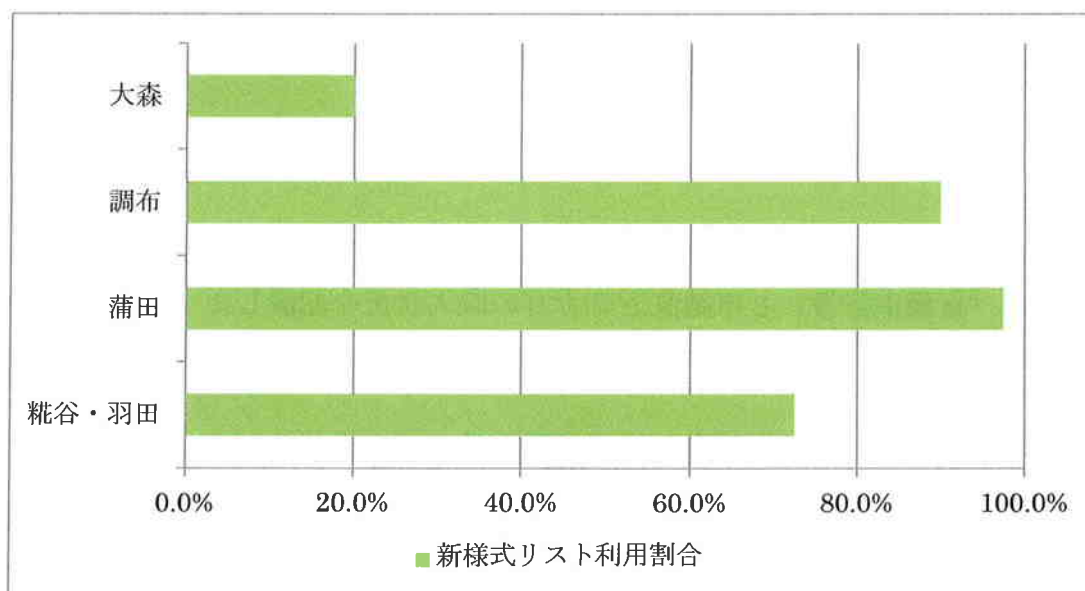
上記審査での生活保護要否判定は原則として2週間以内に行うことが求められている。そのため担当ケースワーカーが、審査の迅速性及び適切性の確認を目的として「開始時チェックリスト」と「開始記録」を作成している。

2. 新様式の開始時チェックリストの活用状況について

蒲田生活福祉課で平成22年度厚生労働省の監査が実施されている。監査での指摘事項の改善策として、平成23年度から新規保護申請時に新様式の「開始時チェックリスト」を用い、受給確認に際し確認事項の遺漏を防ぎ、的確なチェックを行うこととした。すべての生活福祉課で使用することになった書類である。

上記経緯を踏まえ、平成23年度4月以降、預貯金、資産状況等に関して新様式の開始時チェックリストを活用し適切に調査しているか、を確認した。

結果は、以下のとおりである。



(大森生活福祉課)

サンプルはランダムに40件を抽出した。開始時チェックリストがケースファイルに綴じ込まれていたのは8件だった。開始時チェックリストが活用されていない理由は、①新様式チェックリスト開始までの周知期間が短かったこと、②チェックリスト自体が実務上は有用でないこと、である。

(調布生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。開始時チェックリストがケースファイルに綴じ込まれていたのは18件だった。

(蒲田生活福祉課)

サンプルはランダムに40件を抽出した。開始時チェックリストがケースファイルに綴じ込まれていたのは39件だった。

(糀谷・羽田生活福祉課)

サンプルはランダムに40件を抽出した。開始時チェックリストがケースファイルに綴じ込まれていたのは29件だった。

3. 作成書類の記載内容について

開始時チェックリストと開始記録は、記載項目が相互に連動している。複数の書類に同項目の情報を区分記載することが求められていることから重複作業が必要で、効率的

ではない。

経験の浅いケースワーカーへのインタビューでは、申請者1件の書類作成におおむね1日かかり、新規申請の件数が重なると、訪問調査時期変更や面談時間を縮小して対応しているとのことである。

また、ケースワーカーからは、面接相談員が十分な書類を入手している場合は、書類が比較的スムーズに作成できるとのことである。

ケースワーカーは開始記録に多くの時間を費やす場合があり、その分、本来充実が必要な生活保護者への訪問業務に時間が十分にとれていない場合がある。

また、書類記載内容や記載量も生活福祉課または担当者によって、必要事項をコンパクトにまとめている書類がある一方、申請者との会話をそのまま記載しているような書類もあった。

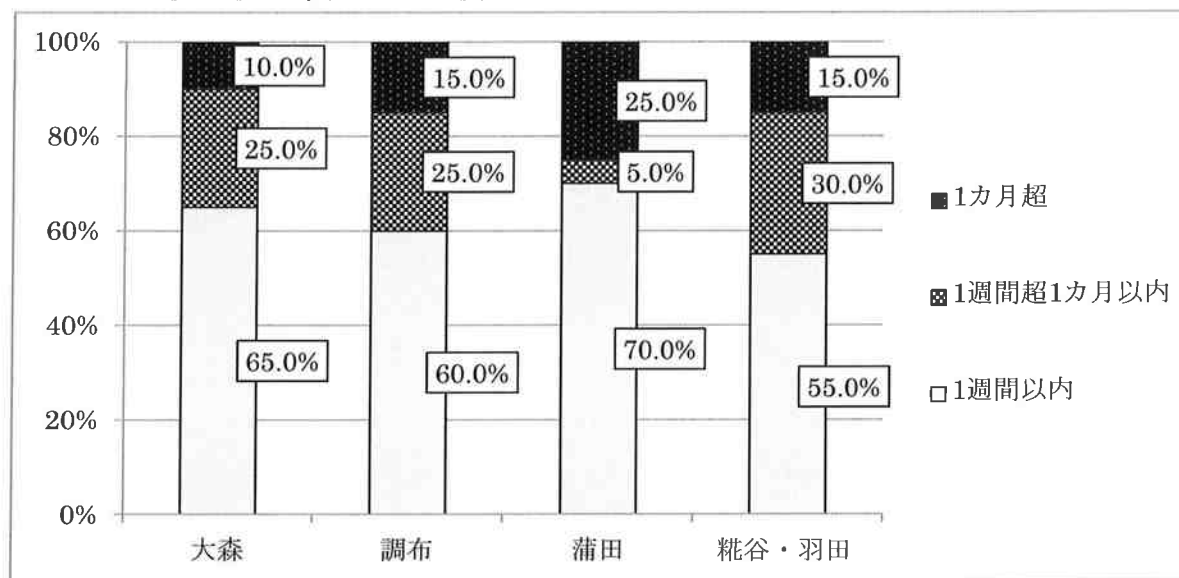
4. 保護申請時に実施する家庭訪問調査について

保護開始決定にあたっては申請後原則1週間以内に家庭訪問を実施することになっている（局長通知第10）。

今回、平成23年4月以降の新規申請について、申請後の家庭訪問が適切に実施されているかを確認した。なお、サンプリング対象は、その後すべて生活保護要と判定されたケースである。

結果は以下のとおりである。

申請後の初回家庭訪問実績



(大森生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。検証の結果、1週間以内に訪問をしたのは13件だった。1週間超1ヵ月以内が5件、1ヵ月超が2件あった。

1ヵ月を超えた2件は、簡易宿泊所・宿泊所ケースであった。

(調布生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。検証の結果、1週間以内に訪問をしたのは12件だった。1週間超1ヵ月以内が5件、1ヵ月超が3件あった。

1ヵ月を超えた3件の内訳は、ICU入院中が1件、他の生活福祉課からの移管ケースが1件、居住不定ケースの宿泊所入所が1件であった。

(蒲田生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。検証の結果、1週間以内に訪問をしたのは14件だった。1週間超1ヵ月以内が1件、1ヵ月超が5件あった。

1ヵ月を超えた5件は、居所不定のケースや簡易宿泊所・宿泊所ケースであった。家庭訪問の代わりに宿泊確認票などで確認を行っているとのことであり、いずれもケース記録には記載されていた。

(糺谷・羽田生活福祉課)

サンプルはランダムに20件を抽出した。検証の結果、1週間以内に訪問をしたのは11件だった。1週間超1ヵ月以内が6件、1ヵ月超が3件あった。

1週間を超えた7件の理由は、収監中、ゴールデンウィークを挟んだため、主の仕事の都合等である。また、1ヵ月を超えた3件の理由は、住所不定、世帯分離、主の長男の体調不良である。

【意見】

1. 申請時作成書類及び記載内容の見直し

大田区の4生活福祉課の生活保護業務の質の均一性を確保するためには、課の方針を職員に周知徹底させると共に、実際の業務に、より資する様式の開始時チェックリストを作成されたい。

具体的には、ケースワーカーの意見等も聴取し、変更の要否を確認し、保護開始記録も含む記載内容について見直しを図るべきである。

以上を考慮して、必要十分性を加味し効率化の観点より、次の3つの対応が必要である。

- ①作成書類及び書類記載内容についての見直し
- ②面接相談員とケースワーカーとの一層の連携
- ③ケースワーカーへの書類作成のポイントについて周知徹底検討されたい。

2. 申請時家庭訪問調査への指導・指示

家庭訪問調査は、申請者の生活実態を把握することで急迫性の確認や申請・申告内容の確認のため実施されている。

法が2週間以内の保護要否決定を原則（最長1ヵ月以内の決定）としているのは、困窮している申請者を迅速に救済することを目的としているためである。

1ヵ月超の家庭訪問及び未訪問が10%～25%を占めており、申請者の急迫性確認に一部迅速的に対応できていない可能性が高いことを示している。

確かに、1週間以内訪問が申請者の都合や暦の関係でできないケースや、申請者の病状を考慮して延期になる場合も存在する。そのような場合は、ケース記録に理由及び対応策を明記すべきであるが、今回の調査では一部明記されていないものが存在した。

1週間以内の訪問が完全でない状況の一方で、保護要否決定は法を順守して最長1ヵ月以内に実施していれば、訪問しないまま保護開始となる。本来は支給すべきでないケースに不適切に支給する可能性を排除できない可能性を抱えていることになる。

査察指導員は、担当ケースワーカーへ適切に家庭訪問を実施するよう指導することが第一に必要である。次に、実施が困難な場合は、ケースワーカー1人あたり80世帯を上回る現状を考えると、その理由及び対応策を記録に記載するように指示し、その後のフォローを指示し、確認されたい。

【204】保護申請に至らなかったもの

【着眼点】本来保護すべきケースが却下・取下げになっていないか。

ここがポイント

却下・取下げ後のフォローも必要に応じ組織的に行うべきである。

【概要】

1. 生活保護申請の却下・取下げ

前述のとおり相談1回で生活保護申請になるケースだけでなく、面接相談を重ねて申請に至るケースがある。

そのうち、生活保護を当初考えていたが、実際には保護申請には至らなかったケースも存在する。

また、前記した保護申請判定により、生活保護受給要件を充たさなかった場合には、申請却下や取下げが行われる。

なお、相談者が生活保護を希望していた場合に、その申請を拒絶することは生活保護法で規定する申請権を侵害したことに該当するとされている。

2. 面接相談の実態分析

面接相談が適切に行われていることを検証するため、平成23年5月の面接記録票を閲覧したところ、適切に対応されていた。

また、生活保護申請希望者に書類不備などを理由として用紙支給を行わないなどの申請権を侵害していると疑われるような行為はなく、適切に対応されていた。

申請権を侵害しているケースは認められなかったが、相談に来る方は、自身の生活困窮を他に相談できる人がいない場合や知識を持たない方も多い。今後もより一層、相談者の立場に立った対応を継続されたい。

3. 保護申請の取下げ及び却下の実態分析

保護申請の取下げ及び却下について、一定期間の件数及び理由は以下の図表のとおりである。

取下理由（集計対象期間：平成23年4月～9月）（単位：件）

生活福祉課 理由	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田
手持金あり	6	4	2	—
就職決定	1	1	1	—
年金収入あり	—	1	—	—
転居決定	—	1	—	—
資産活用	—	—	2	1
同居者資産活用	—	—	1	—
再申請希望	1	—	—	—
被扶養可能	—	—	—	1
出身世帯へ戻る	—	—	—	1
被災者支援活用	—	1	—	—
合計	8	8	6	3

却下理由（集計対象期間：平成23年4月～9月）（単位：件）

生活福祉課 理由	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田
境界層該当	1	6	4	1
調査に協力せず判定不可	1	1	—	—
手持金あり	—	1	—	1
挙証資料未提出	—	1	—	—
世帯全体では収入基準以上	—	—	2	—
居所不明	—	—	1	—
世帯構成が実態と異なる	—	—	1	—
他自治体で受給中	—	—	—	1
合計	2	9	8	3

このうち、取下げ理由・却下理由が「手持金あり」とされているケースでは、その後の経過フォローが適切に行なわれ、手持金が減ったことにより保護再申請・受給開始に至ったケースが多かった。

なお、以下の2点が判明した。

(大森生活福祉課)

手持金ありとして取下げがされた5件の中で、3件はその後、手持金が減ったことで再申請がされていた。残りの2件について、手持金がなくなることは記録から想定できるが、その後、相談来所した記録はなかった。

(蒲田生活福祉課)

「世帯全体では収入基準以上」と判定され却下となった2件について、その後相談の記録はなかった。その内1件は、却下後に転居の予定が記録されており、転居後は生活保護申請が想定されるケースであった。

【意見】

1. 申請権の侵害について

面接相談時に生活保護申請に至らなかったのは相談者の意思・事情に基づくものであり、適切に対応されていた。今後もこの水準を維持されたい。

2. 却下・取下げ後フォローの組織的な対応

地方公共団体にとって住民（区民）福祉の増進を図ることが目的のひとつである。2事務所でみられた上記のケースは、その後の経過フォローを行なうことが適切と想定される。

前述した面接相談時の要フォローケースの指摘と同じく、組織的に管理・対応できる体制の構築を検討されたい。